

## 共同研究契約書

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、研究課題「●●●（研究課題名）●●●」（以下「本研究」又は「共同研究」という。）を本契約の定めるところに従い遂行するものとする。

### （定義）

第2条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1) 「発明等」とは、発明、考案、意匠及びその創作、半導体集積回路の回路配置及びその創作、著作物並びに案出をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路の回路配置利用権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、ノウハウを使用する権利、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設置の登録を受ける権利等の知的財産に関する権利並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。
- (3) 「研究成果」とは、共同研究の実施期間中又は共同研究の結果得られた発明等の成果をいう。
- (4) 「本件成果等」とは、研究成果及び研究成果についての知的財産権の総称をいう。

### （研究内容）

第3条 共同研究の実施内容は、末尾添付の共同研究実施計画書（以下「実施計画書」という。）のとおりとする。

2 甲及び乙の研究内容の分担は原則として次のとおりとする。

- (1) 甲の分担：本研究の計画の検討、修正、評価、実施並びに実施の管理、調整、検査
- (2) 乙の分担：本研究の計画の立案、検討、修正、評価、並びに実施、報告

### （実施期間）

第4条 本研究の実施期間は、契約締結日から令和●年●月●日までとする。

### （研究費及び負担限度額）

第5条 甲は本研究に要する別表の費用を研究費の上限として負担する。

2 前項別表中の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第7

2 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の10を乗じて得た額とする。

(研究費の使用)

第6条 乙は、実施計画書に記載されたところに従って研究費を使用しなければならない。当該実施計画書が変更された場合も同様とする。

(必要事項の承認等)

第7条 乙は、共同研究を実施するうえで、甲が特に必要と定める事項については、甲の指示するところにより、あらかじめ甲に必要な書類等を提出し、その承認を得なければならない。当該事項を変更する場合も同様とする。

2 乙は、共同研究の実施期間中において、事故その他重要な事態が発生したときは、その旨を遅滞なく甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(再委託)

第8条 乙は、本契約を第三者に委託してはならない。ただし、実施計画書において第三者も共同研究の実施主体として定められている場合又は甲が書面により承認した場合には、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により第三者に委託した場合、委託先の第三者との間で個別に乙の本契約における義務と同様の義務を当該第三者に負わせる契約を別途締結しなければならない。ただし、甲の事前の承認を得た場合には、当該義務の全部又は一部を負わせないことができる。

3 乙は、第1項ただし書により第三者に委託した場合、第三者の行為の一切について、甲に対して責任を負うものとする。

(帳簿の記載等)

第9条 乙は、研究費について、帳簿を備え支出額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、研究費の支出額を、実施計画書に記載する支出計画明細書に定める経費及び項目に従って帳簿に記載し、その支出内容を証する書類を整理して共同研究の終了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(進捗状況の報告)

第10条 乙は、甲が要求したときに、本研究の進捗の状況を甲に説明しなければならない。

(研究報告書の提出)

第11条 乙は、各事業年度の契約終了日までに、様式第1による共同研究の成果を詳細に記載した共同研究報告書（以下「研究報告書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。甲は必要に応じ、さらに詳細な説明資料等の提出を求めることができる。

2 乙は、研究報告書の提出に伴い、甲に対する報告会を行うものとする。当該報告会の開催時期及び場所については甲乙で協議する。

2 乙は、納入物を文書で作成する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこととし、様式第2により作成した印刷物基準実績報告書を納入物とともに甲に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第12条 乙は、各事業年度毎の研究報告書の提出期限の翌日から10日後、又は各事業年度の●月●日のうちいずれか早い日までに、様式第3による研究費の実績を記載した共同研究実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書に関し、必要に応じ、さらに詳細な支出内容を証する書類等の提出を求めることができる。

（著作権等の保証）

第13条 乙は、共同研究の結果又は遂行過程において甲に提出する研究関連資料が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

2 前項について第三者から権利侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。

（検査及び報告）

第14条 甲は、研究報告書及び実績報告書を受領したときは、当該報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。

2 甲は前項のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

(1) 研究実施に要した経費の支出状況についての研究実施期間中の検査

(2) その他甲が必要と認めた検査

3 甲は、第1項又は第2項の検査を行うときは、乙の事業所（乙が共同研究の一部を委託した第三者の工場又は事業所を含む。以下同じ。）において、物品、帳簿及び支出内容を証する書類等を検査し、参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。

4 甲は、前項に規定する検査を行う場合は、事前に乙に通知しなければならない。なお、乙が共同研究の一部を第三者に委託した場合には乙が通知するものとする。

（研究費の確定）

第15条 甲は、前条の検査を行った結果、本契約及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、研究費の額を確定するとともに、甲及び乙の負担額を決定し、様式第4による研究費通知書により乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、研究費に係る適正な支出額と別表の費用とのいずれか低い額とする。

(研究費の請求及び支払)

第16条 乙は、研究費を請求するときは、甲が前条の規定により研究費の額を確定し、乙に通知した後、様式第5による研究費精算払請求書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する精算払請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、乙に確定した甲の負担額を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、損害金、違約金、履行遅滞金その他徴収すべき金額があるときは、甲の負担額からこれらの金額を控除し、なお不足が生ずるときは、当該不足額を乙から徴収できるものとする。

(概算払)

第17条 甲は、実績報告書の提出以前において、乙に甲の負担額の一部を支払う必要があると認めた場合は、概算払を実施することができるものとする。

- 2 乙は概算払を受ける必要が生じ、かつ甲がその必要性を認めた場合は、甲の指示するところにより研究費に係る概算払請求書を、様式第6をもって作成し、甲に書面で提出するものとする。
- 3 甲は、乙の提出する前項の概算払請求書に基づき、概算払を行うものとする。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、第16条第2項に定める約定期間内に甲の負担額を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて計算した金額(円単位未満は切り捨て。)を、支払遅延利息として乙に支払うものとする。

(取得財産の帰属及び管理)

第19条 乙は、別表に掲げる共同研究の経費により取得価格10万円以上の備品等(以下「取得財産」という。)を購入しようとするときは、事前に甲の同意を得ることとする。取得財産は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は甲に帰属した取得財産を乙に使用することを認めることとする。

- 2 乙は、取得財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、乙が取得財産を管理する期間は乙が財産の検収又は竣工の検査をした日から、甲の指示に基づき甲が指定する相手先に引き渡す日までとする。
- 3 乙は、取得財産について、様式第7による取得財産管理台帳を備え、様式第8による取得財産明細書を実績報告書に添付しなければならない。
- 4 乙が取得財産を亡失又は毀損したときは、その損害はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合はこの限りでない。
- 5 乙は、取得財産について他の財産と区分するために、甲及び乙の所有財産である旨の標示票を貼付して管理しなければならない。
- 6 乙は、取得財産を共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

- 7 乙は取得財産について甲が使用する場合を除き、当該実施期間終了時点における甲の残存簿価にて甲の持ち分を引き取るものとする。ただし、甲が当該財産に経済的価値がないと判断した場合には、廃棄処分することができる。処分費用は乙が負担するものとする。
- 8 甲は取得財産が独立行政法人通則法第8条第3項に規定する不要財産に該当する場合には、同法の定めに従い、経済産業大臣の認可を受けた後、処分するものとする。

#### (封印)

第20条 共同研究開始前から存在した発明等で、共同研究開発に用いられるものについて、甲又は乙が必要と認めた場合は、本契約締結後1か月以内に、甲及び乙により封印を施すものとする。

#### (研究成果の権利化)

第21条 乙は、本研究により知的財産権の対象となり得る発明等が得られた場合は、速やかに様式第9による発明等通知書を甲に提出するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の通知があった場合、誠実に協議の上、当該発明等(研究成果)の範囲・内容等を特定する。
- 3 研究成果の権利化に必要な手続き及び維持管理等は、事前に甲の同意を得た上で、乙が行うものとする。また、これらにかかる費用については第22条第2項に規定する持分割合で甲及び乙が負担するものとする。

#### (本件成果等の帰属)

第22条 本件成果等は、甲及び乙の共有とする。

- 2 本件成果等の甲及び乙の持分比率は、甲及び乙の共同研究への貢献度(第5条第1項に規定する甲の研究費の負担も含む)を勘案して定める。
- 3 甲及び乙は、本件成果等については、共同研究の完了後及び契約の解除後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該本件成果等を相手方の承認を受けないで、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- 4 本条第1項にかかわらず、第11条及び第12条に基づき甲に提出された研究報告書、実績報告書等の納入物に係る著作権は、甲に帰属するものとする。
- 5 乙は、研究報告書、実績報告書等の納入物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- 6 乙は、研究報告書、実績報告書等の納入物に係る著作権について、乙の業務に必要な範囲において利用することができる。

#### (職務発明規程等の整備)

第23条 乙は、乙の研究従事者の発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約又はその旨を規定する職務発明規程等を定めなければならない。

#### (本件成果等の指定)

第24条 甲及び乙は第11条の研究報告書の作成時或いはそれ以降に、当該報告書に記載された以外に本件成果等がある場合には、当該本件成果等を指定する。

(本件成果等の実施)

第25条 甲及び乙は、第三者に本件成果等の実施を許諾するときは、予め相手方の同意を得るものとする。

2 甲及び乙は、本件成果等を自ら実施し又は第三者に実施を許諾することにより収入を得る場合には、互いに相手方に実施料を支払うこととする。当該実施料の額、支払条件等は、当該収入の規模等を踏まえつつ、別途協議する。ただし、国からの要請に基づき公共の利益のために必要があることを理由に甲が自己実施するときは無償とする。

(技術上の協力義務等)

第26条 乙は、甲が第三者に本件成果等の実施を許諾するときは、当該第三者が本件成果等を円滑に実施できるよう、当該第三者に技術上の協力を行うものとする。協力の内容、対価等の条件は、甲、乙及び当該第三者で協議する。

(秘密の保持)

第27条 甲及び乙は、本契約若しくはこれに付随して知り得た相手方の業務、技術、営業上の情報は秘密として取り扱い、本契約の実施期間内及び期間終了後も、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、本条第4項に定めるものについては、この限りではない。

2 甲及び乙は、本件成果等を含め共同研究開発若しくはこれに付随して知り得た関連技術、技術情報のうち、甲又は乙が様式第10による秘密指定書を相手方に提出して秘密として取り扱うものと指定したものは、共同研究の研究期間終了後5年間(甲及び乙の合意により延長することができる。)は、これを第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、本条第4項に定めるものについては、この限りではない。

3 第1項及び第2項により秘密として取り扱わなければならないものについて、甲及び乙は、必要がある場合、甲及び乙の内部で当該秘密を保持できる者の範囲を書面で特定する。

4 第1項から第3項において次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (1) 相手方から提供される以前に公知となっていたもの
- (2) 相手方から提供される以前にすでに自己が所有していたもの
- (3) 相手方から文書による同意を得たもの
- (4) 相手方から提供された後に自己の責によらず公知となったもの
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく合法的に取得したもの
- (6) 法令又は政府若しくは裁判所等の指示等により開示を求められたもの

(研究成果の発表等)

第28条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾を得て、研究成果の全部又は一部(前条により秘密として取り扱わなければならないものを除く。)を独自に発表することができるものとする。

- 2 乙は甲の指定する学会において、研究成果の全部又は一部を発表するものとする。
- 3 第1項及び前項の発表の内容及び方法等については、甲及び乙が事前に協議する。

(契約変更)

第29条 甲は、日本国政府の予算又は方針の変更等により、本契約の変更を行う必要が生じたときは、本契約の内容を乙と協議の上、変更できるものとする。

(研究継続が不可能となった場合)

- 第30条 乙は、本研究の全部又は一部の継続が不可能となった場合は、遅滞なくその旨を速やかに様式第11による書面にて甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受けた場合は、速やかに乙と協議し、研究費用に係る分担額の精算等について決定するものとする。
  - 3 甲は、前2項において研究継続が不可能となった理由が乙の責に帰すべき事由によるとともに、これにより甲が損害を被った場合は、その損害賠償を乙に対して請求することができるものとする。

(損害の負担)

- 第31条 前条の場合において、甲の責に帰すべき理由により生じた損害については甲の負担とする。
- 2 前条の場合において、甲の責に帰すべき理由によらずに生じた損害については乙の負担とする。ただし、損害の発生が乙の責に帰することができない場合は、当該損害の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
  - 3 前2項の場合の損害額は、甲乙協議して決定するものとする。

(契約の解除等)

- 第32条 甲又は乙は本契約に違反したときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の場合において甲又は乙に損害が生じた場合にはその損害額について甲乙協議して決定するものとする。
  - 3 甲は第1項の規定により本契約を解除した場合において、研究費の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(違約金等)

- 第33条 甲は、乙の責に帰すべき理由により、この契約を全部又は一部解除した場合は、解除部分に対して100分の10を乗じて得た金額（円単位未満は切り捨て。）を、乙から違約金として徴収するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する納期までに納付しないときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に対して年5%の割合で計算した金額（円単位未満は切り捨て。）を、違約金に付して乙から徴収するものとする。

(履行遅滞金)

第34条 乙は、乙の責に帰すべき理由により、研究報告書及び実績報告書をそれぞれの提出期日内に提出できなかった場合は、それぞれの期日の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（引渡しを受けた部分があるときは、その部分に相当する契約金額を除く。）に対して年5%の割合で計算した金額（円単位未満は切り捨て。）を、履行遅滞金として甲に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第35条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲の請求に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合には変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。なお、本契約の履行が完了した後においても同様とする。

- (1) 乙又は乙の代理人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があることが判明したとき。

2 前項の規定に該当する場合は、甲は、本契約を解除することができる。

3 乙は、本契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項に規定する場合において、乙は、甲が指定する期日までに違約金を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過する損害の額につき乙に賠償を請求することを妨げない。

6 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(研究活動の不正行為への対応)



第36条 乙は、甲の「研究活動の不正行為への対応について（平成20年11月1日 2008年（総務）通達第113号）」（以下「本通達」という）を承認し、かつ本通達に準じた内部規程を整備し、これを遵守するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第37条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に委託、再委託、外注又は請け負わせる場合は、本条に定める、個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、かつ当該第三者がそれを遵守することにつき約定しなければならない。

3 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 甲から預託された個人情報を第三者（前項に該当する場合を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託された個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

4 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めるとともに、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

6 乙は、業務を完了、又は契約を解除したときは、甲から預託された個人情報を速やかに甲に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、乙はその指示に従わなければならない。

7 乙は、相手方から預託された個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。

（保証）

第38条 甲は、研究報告書及び実績報告書を受領した後、その内容が甲の承認した実施計画書と著しく異なることを発見したときは、乙に対して乙の費用で再研究させ、又はこれを修正させることができるものとする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第39条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

(代表者の変更等の届出)

第40条 乙は、乙の代表者又は住所を変更したときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(契約の公表)

第41条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の氏名及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(存続条項)

第42条 次の各条項については、本研究期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても引き続き効力を有するものとする。

- (1) 第9条第2項及び第26条第2項はそれらの条項で定める期間は効力を有する。
- (2) 第14条第2項第2号、第3項及び第4項並びに第28条は本研究の終了の年度の翌年度から起算して5年間効力を有する。
- (3) 下記の各条項は対象事由が消滅するまで効力を有する。  
第19条第2項から第8項、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第35条並びに第37条第1項、第3項及び第7項

(協議)

第43条 本契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(紛争の処理)

第44条 前条の協議によっても、なお紛争が円満に解決できない場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号  
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
契約担当役  
金属資源開発本部長 廣川 満哉

乙

(単位：円)

項 目	積算内訳
1. 直接経費	
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
2. 間接経費 (間接経费率 10%)	
小 計*	
消費税及び地方消費税 (*×10%)	
総 額	

(様式第1)

文書番号

令和 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
契約担当役 金属資源開発本部長 殿

法人名  
代表者名

印

令和●年度  
「●●●● (研究課題名) ●●●●」  
に係る共同研究報告書

上記の件について、共同研究契約書第11条第1項の規定に基づき、共同研究の成果を下記のとおり報告します。

記

1. 研究課題：
2. 契約年月日：
3. 研究報告書：

(用紙サイズA4)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
契約担当役 金属資源開発本部長 殿

住所  
法人名  
代表者名  
印

印刷物基準実績報告書

契約件名:

品名:

I 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「印刷」の判断基準

基準	○×	基準不適合の理由
① 印刷・情報用紙に係る判断の基準（基本方針の「2. 紙類」を参照）を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては、表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。（ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径本等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。）		
② 「古紙リサイクル適性ランクリスト」（基本方針の「2 2-2 印刷」における表1を参照）に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。（ただし、印刷物の用途・目的からやむなく使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を印刷物に記載すること。）		
③ 日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参照し、印刷物へリサイクル適性（Ⅱ 資材確認票の判別結果）を表示する行うこと。		
④ 印刷の各工程において、（Ⅲ オフセット印刷又はデジタル印刷工程における環境配慮チェックリスト）に示された環境配慮のための措置が講じられていること。		
⑤ 【オフセット印刷】 ・植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 ・インキの化学安全性が確認されていること。		

<p>⑥【デジタル印刷】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（基本方針の「5-6 カートリッジ等」における「トナーカートリッジ」を参照）を満たすトナーが使用されていること。</li> <li>・電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</li> </ul>		
--	--	--

※1 基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定）は、以下の URL からダウンロードできる。  
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

※2 作成にあつては基本方針の「2. 紙類」の「情報用紙」及び「印刷用紙」、「22-2印刷」及び「5-6 トナーカートリッジ」の各項目を参照すること。

※3 日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」は、  
[http://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle/data.html](http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html) を参照すること。

## II 資材確認票

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙						
インキ類						
加工	製本加工					
	表面加工					
	その他加工					
その他						

【判別結果】 ↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A又はBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C又はDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- ※1 資材確認票に記入する印刷資材は、日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」 ([http://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle/data.html](http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html)) に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- ※2 判別結果では、「リサイクル適性ランク」がすべて「A」の場合は「Aランクの資材のみ使用」に「○」を付し、Bランクの資材が一部でも使用されている場合は、「A又はBランクの資材のみ使用」に「○」を付し、C又はDランクの材料が一部でも使用されている場合は「C又はDランクの資材を使用」に「○」を付すこと。
- ※3 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。

### Ⅲ 印刷の工程における環境配慮チェックリスト

工程	実現	基準 (要求内容)
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化 (DTP化) 率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい/いいえ	②印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
	はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい/いいえ	⑤損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
表面加工	はい/いいえ	⑦損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
	はい/いいえ	⑨損紙等 (光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム) の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。



製本	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
加工	はい/いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

- ※1 納入物の作成に該当する工程の「はい」又は「いいえ」に○を付すこと。
- ※2 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
- ※3 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
- ※4 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- ※5 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む。）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- ※6 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
- ※7 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

※印刷物を「調査報告書」、「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」など、印刷形態の違いに応じて分類し、それぞれの種類ごとにⅠ～Ⅲを適宜修正して作成し、納入物とともに提出すること。品名には、それぞれの種類ごとの名前を記載すること。

※ 印刷物へのリサイクル適性の識別表示の例（表紙、裏表紙又は背に表示）



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

詳しくは、日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」([http://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle/data.html](http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html))を参照すること。

(様式第3)

文書番号

令和 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

契約担当役 金属資源開発本部長 殿

法人名

代表者名



令和●年度

「●●● (研究課題名) ●●●」

に係る実績報告書

上記の件について、共同研究契約書第12条第1項の規定に基づき、研究費の実績を下記のとおり報告します。

記

1. 研究課題：
2. 契約年月日：
3. 実施した共同研究の概要：
4. 共同研究に要した費用：
  - 1) 実績額
  - 2) 支出内訳 (別紙のとおり)

(用紙サイズA4)

(様式第4)

文書番号

令和 年 月 日

法人名

代表者名 殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

契約担当役

金属資源開発本部長

令和●年度

「●●● (研究課題名) ●●●」

に係る研究費通知書

標記の研究業務に係る研究費について、下記のとおり実績額が確定したので、共同研究契約書第15条第1項の規定に基づき、通知いたします。

記

1. 研究課題：
2. 契約年月日：
3. 確定額：

(用紙サイズA4)

(様式第5)

文書番号

令和 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
契約担当役 金属資源開発本部長 殿

法人名  
代表者名

印

令和●年度  
「●●● (研究課題名) ●●●」  
に係る研究費精算払請求書

上記の件について、共同研究契約書第16条第1項の規定に基づき、研究費を下記のとおり請求します。

記

1. 研究課題：
2. 契約年月日：
3. 契約金額：
4. 概算払を受けた金額：
5. 精算払を受けようとする金額：
6. 振込先：

(用紙サイズA4)

(様式第6)

文書番号

令和 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

契約担当役 金属資源開発本部長 殿

法人名

代表者名



令和●年度

「●●●● (研究課題名●●●●)」

に係る研究費概算払請求書

上記の件について、共同研究契約書第17条第1項の規定に基づき、研究費を下記のとおり請求します。

記

1. 研究課題：
2. 契約年月日：
3. 契約金額：
4. 概算払を受けた金額：
5. 概算払を受けようとする金額：
6. 概算払を必要とする理由：
7. 振込先：

(用紙サイズA4)





(様式第9)

文書番号

令和 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

契約担当役 金属資源開発本部長 殿

法人名

代表者名



令和●年度

「●●● (研究課題名●●●)」

に係る発明等通知書

上記の件について、共同研究契約書第21条第1項の規定に基づき、知的財産権の対象となり得る発明等を行ったので、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 発明等の名称：
2. 発明者の氏名及び住所：
3. 添付書類
  - ・発明等についての説明書（説明、図面等）

(注) 「発明等についての説明書」は、特許出願時の明細書及び図面の体裁をとる必要はなく、論文発表や学会講演等の原稿、職務発明届出書、発明等の概念図とその説明など、発明内容について理解できるものであればよい。

(用紙サイズA4)



(様式第10)

文書番号

令和 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

契約担当役 金属資源開発本部長 殿

(指定者)

法人名

代表者名

印

令和●年度

「●●● (研究課題名●●●)」

に係る秘密指定書

共同研究契約書第27条第2項に基づき下記を秘密として取り扱うものと指定致します。

記

(用紙サイズA4)

(様式第 1 1)

文書番号

令和 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
契約担当役 金属資源開発本部長 殿

法人名  
代表者名



令和●年度

「●●● (研究課題名●●●)」

に係る研究業務の中止 (一部又は全部) について

上記の件について、共同研究契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、研究業務の (一部又は全部) について継続実施が不可能となりましたので、下記のとおり通知いたします。

#### 記

1. 研究課題 :
2. 契約年月日 :
3. 中止の内容 (一部又は全部)
4. 中止の理由

(用紙サイズ A 4)